

青色申告会は個人事業者の団体です。
 青色申告会は会員さんからいただく会費により
 会員サポートを行っています。

青色申告会の会員サービス

青色申告会に入会すれば、あなたにピッタリの青色申告の特典のアドバイスや各種割引サービスを受けられるメリットがあります。
 白色申告の方も入会できます。

記帳決算支援

- 青色申告のサポート
- 青色申告をするための日々の帳簿のつけ方のサポート
- 会計ソフトの操作方法のサポート
- 決算書類の作成方法のサポート
- e-Tax (国税電子申告・納税システム) の利用方法のサポート
- 源泉徴収や年末調整の仕方のサポート
- インボイス制度や電子帳簿保存制度に関する手続きのアドバイス

説明会・研修会

- 会計ソフトの操作方法、改正税法の研修会等開催

国の記帳指導

- 新たに青色申告を始めた個人事業者等を対象に、税務署が行う記帳指導を青色申告会が受託しています。

会員福利厚生

- 小規模企業共済制度等、事業主や従業員のための、国の退職金制度を取り扱っています。
- 独自の共済制度や各種団体保険のご案内をしています。
- ほかに、アミューズメントパーク、旅行の優待制度を利用できます。

税制改正運動

- 国税(所得税等)や地方税(固定資産税等)に対する個人事業者の立場による税制改正要望を行っています。

融資制度の紹介

- 日本政策金融公庫や地元の金融機関の融資制度を紹介いたします。

法律相談

- 法律上の問題点について、弁護士による相談を受けられます。

あなたの街に あなたの近くに 青色申告会

- | | |
|-----------------------|------------------------|
| (一社) 麹 町 03-3264-6089 | (一社) 荻 窪 03-3393-1951 |
| (一社) 神 田 03-3291-8306 | (公社) 板 橋 03-3963-5345 |
| (一社) 日本橋 03-3863-2020 | (一社) 練馬東 03-3994-1695 |
| (一社) 京 橋 03-3551-1589 | (一社) 練馬西 03-5387-6211 |
| (一社) 芝 03-3453-5300 | (一社) 豊 島 03-3987-2938 |
| (一社) 麻 布 03-3401-5365 | (一社) 王 子 03-5390-1188 |
| (一社) 四 谷 03-3351-6195 | (一社) 荒 川 03-3803-0626 |
| (一社) 新 宿 03-3209-3320 | (一財) 足 立 03-3881-8211 |
| (一社) 小石川 03-5940-6258 | (一社) 西新井 03-3885-4105 |
| (一社) 本 郷 03-3812-5294 | (一社) 本 所 03-3625-7611 |
| (一社) 上 野 03-5812-4890 | (一社) 向 島 03-3612-1094 |
| (一社) 浅 草 03-3861-7471 | (一社) 葛 飾 03-3602-6565 |
| (一社) 品 川 03-3474-7564 | (一社) えどがわ 03-3656-0621 |
| (一社) 荏 原 03-3783-3494 | (公社) 江東西 03-3649-4178 |
| (一社) 大 森 03-3771-8859 | (一社) 江東東 03-3685-8245 |
| (一社) 雪 谷 03-3727-5681 | (一社) 立 川 042-524-2383 |
| (一社) 蒲 田 03-3732-1310 | (一財) 八王子 042-626-7115 |
| (一社) 世田谷 03-3421-9391 | (一社) 日 野 042-584-1188 |
| (一社) 北 沢 03-3324-6131 | (一社) 町 田 042-722-2446 |
| (一社) 玉 川 03-3700-0860 | (一社) 青 梅 0428-23-0108 |
| (一財) めぐる 03-3713-1141 | (一社) 武蔵野 0422-53-8665 |
| (一社) 渋 谷 03-3463-7043 | (一社) 東村山 042-394-4523 |
| (一社) 中 野 03-3380-8761 | (公社) 武蔵府中 042-362-8466 |
| (公社) 杉 並 03-3393-2831 | |

一般社団法人
四谷青色申告会
 会費 月額 2,000円
 入会金 3,000円

〒160-0008 新宿区四谷三栄町12-58 四谷税経ビル1階
 TEL 03-3351-6195 FAX 03-3351-9500

至新宿 ●花屋
 三栄公園 ●四谷税務署
 ●さくら薬局 ●ローソン
 ●洋品店 ●ファミリーマート ●ラーメン店 ●宝くじ売場
 ●コモレ四谷 ●至るまで水
 丸の内線四谷駅
 JR四谷駅
 外堀通り
 新宿通り

一般社団法人
東京青色申告会連合会
 〒102-0074 東京都千代田区九段南4-8-36 TEL 03-3230-3401

あなたの街の青色申告会はここから検索! **Check**

令和5年版

事業 不動産 農業

個人事業者・フリーランスの皆様へ

青色申告会

私たちが、あなたの事業を
 全力でサポートします!

インボイス制度の
 手続きは
 お済みですか?

記帳してますか?

e-Taxで
 申告してますか?

令和5年10月から消費税の
 インボイス制度が始まりました!



青色申告をすると、こんなメリットが!!

青色申告の3大特典

青色申告特別控除
(最高65・55・10万円)

純損失の繰越控除

青色事業専従者給与

Q 青色申告とは

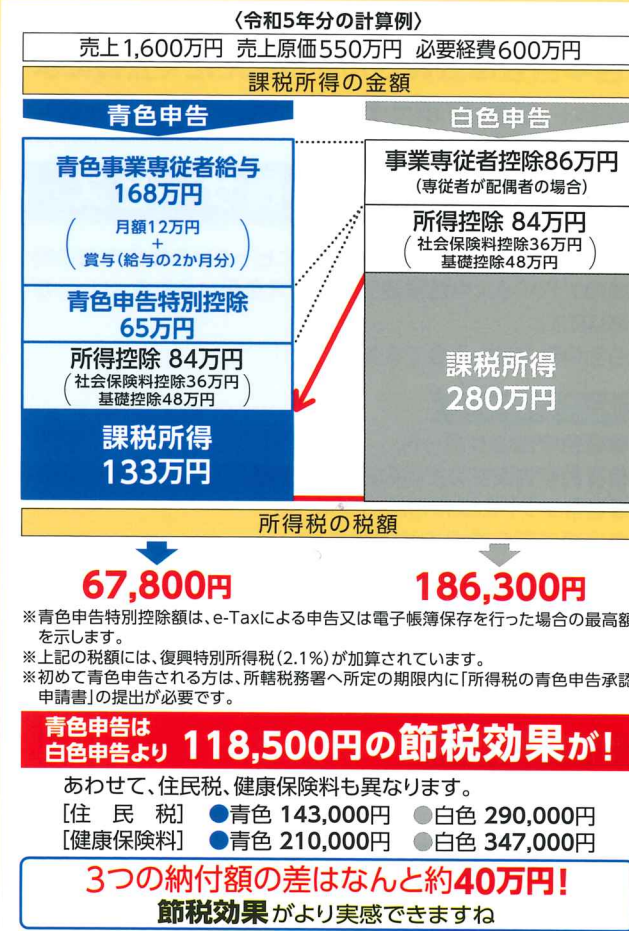
毎日の売上や仕入などの取引内容を帳簿に記録(記帳)し、正しい記帳に基づいて確定申告をする制度です。青色申告をすると、その特典を受けることができます。

個人で事業や不動産貸付などを行うすべての方は記帳・帳簿等の保存が必要です。

青色申告特別控除

適用要件 青色申告特別控除額	複式簿記 (正規の簿記の原則で記帳)	貸借対照表と 損益計算書を添付	期限内に申告(注1)	e-Taxで申告又は 優良な電子帳簿の保存
65万円	○	○	○	○
55万円	○	○	○	—
10万円	(簡易な記帳)	— (注2)	—	—

(注1) 還付申告の場合も翌年3月15日までに提出が必要です。(注2) 損益計算書の提出は必要です。 ※不動産所得の場合には一定規模以上に限ります。



令和5年10月から消費税のインボイス制度が始まりました!

インボイス発行事業者の登録がお済みの方へ

- 取引先(買手・売手)等にインボイス登録番号を通知する必要があります。
- 請求書等へのインボイス登録番号の記載が必要になります。

まだ、登録がお済みでない方、迷っている方へ

登録の可否については、ご自身の事業実態等も踏まえて、必要に応じて取引先とも相談しながらご検討ください。

- インボイス制度によって、日々の記帳の仕方も変わってきます。
- インボイス制度における記帳についても、会計ソフトが便利です。
- 小規模事業者に対する負担軽減措置(2割特例等)もあります!

▶ 詳しいことや、ご不明なことは、ぜひ、青色申告会にご相談ください!

制度について知りたい

登録は必要?

登録すると負担が大きい?

国のサポートは?

要件

「インボイス(適格請求書)発行事業者」となるには、所轄の税務署に申請して、登録を受けることになります。免税事業者であっても、申請することができますが、免税事業者が登録を受けると、登録を受けた時点から課税事業者となりますので、ご注意ください。

※消費税率インボイス制度に関する詳しい情報については、国税庁HP内の特設サイトをご覧ください。



インボイス制度特設サイト